

自立支援医療の所得区分判定誤りに係る調査結果について

昨年5月に判明しました自立支援医療（精神通院医療、更生医療）の自己負担上限額に係る所得区分の判定誤りについて、影響額等の調査が完了しましたので報告します。

改めて、このような事案が生じたことを深くお詫び申し上げますとともに、今後厳正な事務執行を行い、再発防止に取り組んでまいります。

1 誤った事務処理の内容

自立支援医療における受給者の医療費の自己負担上限額は、受給者の世帯（同一保険加入者）が市町村民税非課税世帯の場合は、本人もしくは保護者の下記①から③の合計額に応じて所得区分を決定することとなっています。

- ①「地方税法上の合計所得金額」
- ②「所得税法上の公的年金等の収入金額」
- ③「その他厚生労働省令で定める給付」

誤りは、非課税世帯の収入確認の際、②「所得税法上の公的年金等の収入金額」を計上しなかったことから、受給者の収入を本来より過少に認定していたものです。

そのため、本来の自己負担上限額が月額5,000円となる所得区分を、月額2,500円と判定していたことにより、自立支援医療費が過大に給付されていたことが判明しました。

2 発生の原因

システムの更新があった際、操作方法等の認識・確認不足により、所得税法上の公的年金等の収入金額をシステムに入力していませんでした。

3 誤った事務処理の期間

- (1) 精神通院医療
システム更新（平成30年11月26日運用開始）から令和3年3月3日までの申請分
- (2) 更生医療
システム更新（平成30年11月26日運用開始）から令和3年3月9日までの申請分

4 誤判定人数

- (1) 精神通院医療 52人
- (2) 更生医療 3人

5 調査結果

- (1) 精神通院医療 過大給付 31人 影響額 449,010円
 - (2) 更生医療 過大給付 3人 影響額 80,000円
- (※影響額：本来の自己負担上限額と実際に負担した額の差額)

6 今後の対応

過大給付となった受給者に対して、過大給付額の返還請求を行います。

■問い合わせ先

小諸市 厚生課 福祉係 課長：山浦猛史 係長：高橋修一
Tel：0267-22-1700（内線2143） Eメール：fukushi@city.komoro.nagano.jp